

～ 湧別町・上湧別町の合併に伴う診療報酬等の請求取扱いについて ～

平成21年10月5日に湧別町・上湧別町の配置分合（合併）により、新たに「湧別町」が設置されます。

後期高齢者医療制度に係る被保険者証については、以下のとおりの取り扱いとなりますので、保険医療機関からの診療報酬等の請求につきましては、ご留意のうえ処理されますようお願いいたします。

旧湧別町・旧上湧別町の被保険者証については、平成21年10月31日が有効期限となっております。

11月1日から、新たな被保険者証（湧別町）により受診する取扱いとなります。

（合併後の10月5日から10月31日の間の受診については、旧町の被保険者証を適用します。）

10月5日から10月31日まで （10月診療分まで）		11月1日から （11月診療分から）	
旧 町	保険者番号	新 町	保険者番号
湧別町	39-01-559-9	湧別町	39-01-559-9
上湧別町	39-01-558-1		

※旧町分の月遅れ請求については、旧町の請求となります。